

熊本県公報

目次

告示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	一
	有害興行の指定	(県民生活総室)	一
	特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立の届出	(漁 政 課)	二
	道路の区域変更	(道路維持課)	二
	道路の供用開始	()	二
	"	()	二
	プレハブ及び発掘調査機材のリース契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領	(文 化 課)	三
公 告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民生活総室)	七
	都市計画の案の縦覧	(都市計画課)	七
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	八
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所	(都市計画課)	八
	土地改良事業施行の同意	(農村計画課)	八
	土地改良事業施行の認可	()	八
	換地処分	(農地建設課)	八
	大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	八
	"	()	九
	"	()	九
	登載依頼	()	一〇
	土地収用法に基づく公示送達	(収用委員会)	一〇

土地収用法に基づく裁決手続開始決定

"

告 示

熊本県告示第七百六十九号
 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、
 軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消したので、告示する。
 平成十三年十月五日

名 称	代表者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
信和石油株式会社	岩永良成	阿蘇郡阿蘇町西町九〇七一	平成十三年八月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第七百七十号

熊本県少年保護育成条例（昭和四十六年熊本県条例第三十号）第七条第一項の規定により、少年に有害な興行として、平成十三年九月二十六日次のように指定したので、同条第二項の規定により告示する。
 平成十三年十月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	異常下半身 またがる快感（新日本映像） いんらん母娘 ナマで愛して（新東宝映画） いんらん民宿 激しすぎる夜（オーピー映画） 若奥様 大股ひらき（新日本映像） やりんこチエ いちじく診察台（につかつ） どすけべ家族 性欲まみれ（新東宝映画） 景子のお便所（新日本映像） 人妻浮気調査 主人では満足できない（新東宝映画）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

誘惑美容師 ビーナスの縮れ毛(オーピー映画) 人妻淫乱調教 ーいたぶる刺激ー(新日本映画) 現役女性記者 淫らな体験レポート(オーピー映画)
--

熊本県告示第七百七十一号
 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の八第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出があり、同条第一項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
 平成十三年十月五日

熊本県知事 潮谷 義子

義務加入が成立した加入区の名称	漁業の区分
有明海のり特定第一号	のり養殖業(網ひび又はすだれひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第三号	
有明海のり特定第四号	
有明海のり特定第八号	
有明海のり特定第九号	

熊本県告示第七百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成十三年十月五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十三年十月五日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		区域変更する区間		幅員延長		備考
道路の種類	路線名	前	後	(メートル)	(メートル)	
一般水路	水俣市長崎字河端	七八六番一地先から	七八六番一地先から	四・五	一四四・八	
出水線	同所	七八六番一地先から	七八六番一地先から	二五・二	一四〇・〇	緊道整
同所	同所	七八六番一地先から	七八六番一地先から	四〇・四		

二 区域変更する期日 平成十三年十月五日

熊本県告示第七百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十三年十月五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十三年十月五日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等		供用開始する区間		延長		備考
道路の種類	路線名	前	後	(メートル)	(メートル)	
主要地方道	熊本本線	熊本市飛田四丁目	一六四番四地先から	一九二・八	交	安
大津線	同所	同所	一三九番六地先まで		施	

二 供用開始する期日 平成十三年十月五日

熊本県告示第七百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十三年十月五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において

一般の縦覧に供する。

平成十三年十月五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	山西 大津線	阿蘇郡西原村大字鳥子字馬場 九五九番四地先から 字前田 一三番一地先まで	二四〇・〇	単道改

二 供用開始する期日 平成十三年十月五日

熊本県告示第七七十五号

プレハブ及び発掘調査機材のリース契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領を次のように定める。

平成十三年十月五日

熊本県知事 潮谷 義子

(趣旨)

第一条 この要領は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が発注するプレハブ及び発掘調査機材のリース契約(以下「リース物件」という。)のため行う指名競争入札に参加する者の必要な資格、資格審査の申請及び方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札に参加することができない者)

- 第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加することができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 二 資格審査の申請書を提出するときまでに県税を完納していない者
 - 三 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - 四 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
 - 五 原則として、同種の営業を引き続き一年以上営んでいない者

(指名競争入札参加者の資格)

第三条 県が発注するリース物件のため行う指名競争入札に参加できる者は、審査の結果資格があると認められた者とし、次条に定める資格審査項目について審査のうえ、決定する。

(資格審査の項目)

第四条 資格審査の項目は、次に掲げるものとする。

- 一 直近の事業年度の貸借対照表における資産の金額が負債の金額より大きい。
- 二 直近の2事業年度連続で損益計算書における損失額が利益額より大きくない。

(資格審査申請書の提出時期等)

第五条 県が発注するリース物件のため行う指名競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式。以下「資格審査申請書」という。)を提出するものとし、提出期間は、平成十三年十月五日から平成十三年十月二十四日までとする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付ける。

2 前項の資格審査申請書は、次の書類を添付し熊本県教育庁文化課へ提出するものとする。

- 一 定款の写し
- 二 商業登記簿謄本(個人にあつては、身元証明書及び営業証明書)
- 三 審査基準日直近の事業年度の決算における財務諸表
- 四 営業経歴書
- 五 印鑑証明書
- 六 最近一年間の県税に係る納税証明書
- 七 支店長その他の者に入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領等の権限を委任する場合には、委任状

(資格審査結果の通知)

第六条 資格審査の結果は、資格審査結果通知書(別記第二号様式)により当該申告者に通知する。

(参加資格の有効期間)

第七条 指名競争入札の参加資格の有効期間は、前条の規定により資格審査の結果を通知した日から当該日の属する会計年度の翌年度の十月三十日までとする。

(資格審査申請書記載事項の変更届)

第八条 資格審査申請書を提出した者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届(別記第三号様式)によって、届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 本店、支店、営業所等の所在地及び電話番号
 - 三 法人にあつては、その代表者及びその委任を受けた者
 - 四 印鑑証明を受けた印鑑及び使用印鑑
- (資格の取消し)

第九条 指名競争入札の参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には当該資格を取り消し、その事実があつた後二年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意にリース物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者

二 指名競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六 前各号のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を通知する。附 則 この要領は、告示の日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

指名競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

申請者 甲 郵便番号 所在地 商号又は名称 代表者職氏名 電話番号

印

熊本県で行われるプレハブ及び発掘調査機材のリース契約に係る指名競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて入札参加資格を申請します。なお、この入札参加資格審査申請書の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

<添付書類>

- 1 定款の写し
2 商業登記簿謄本（個人にあつては、身元証明書及び営業証明書）
3 審査基準日直近の事業年度の決算における財務諸表（損益計算書、貸借対照表、利益処分計算書）
4 営業経歴書
5 印鑑証明書
6 納税証明書（都道府県税、ただし熊本県内に営業所等を有する者は、熊本県民税、事業税、地方消費税及び自動車税。なお、都道府県税が課税されていない者は、その旨の証明書）
7 支店、営業所長等に対する委任状
※ 上記書類のうち外国語で記載のものは日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

1 使用印鑑

Table with 2 columns: 社 印, 代表者印

使用印鑑・・・入札、見積、契約締結、代金の請求、受領に使用する印鑑であつて、印鑑証明を受けた印鑑以外でも可

2 会社等の概要

本社の概要	ふりがな 商号又は名称 代表者職氏名 所在地 TEL・FAX TEL FAX
熊本県内の支店・営業所等の概要	創業年月日 事業所名 代表者職氏名 所在地 TEL・FAX TEL FAX 事業所名 代表者職氏名 所在地 TEL・FAX TEL FAX 事業所名 代表者職氏名 所在地 TEL・FAX TEL FAX 事業所名 代表者職氏名 所在地 TEL・FAX TEL FAX 事業所名 代表者職氏名 所在地 TEL・FAX TEL FAX

3 経営状況

売上高	直前事業前年度決算 (年 月 ~ 年 月)	百万円		
	直前事業年度決算 (年 月 ~ 年 月) F	百万円		
直前の 決算	2 年 間 の 平 均			
	流動資産計(A)	百万円	自己資本計 (E)	百万円
	流動負債計(B)	百万円	営業収益(F)	百万円
	固定資産計(C)	百万円	営業利益(G)	百万円
	繰延資産(C')	百万円	税引前当期利益	百万円
	総資本計 (D)	百万円	当期利益	百万円
	総資本営業利益率(G/D)	%	流動比率(A/B)	%
	総資本回転率(F/D)	%	固定比率 ((C+C')/E)	%
	売上高営業利益率(G/F)	%	自己資本比率(E/D)	%
	申請月現在の営業年数	年	箇月	

4 従業員の状況

経験年数	1年以上	1年未満	計
技術関係職員			
事務・営業関係職員			
工員・その他単純労務の職員			
合計			

単位：人

5 リース物件の契約実績

	直前2年度分決算から 年 月 ~ 年 月	直前1年度分決算から 年 月 ~ 年 月	合計
プレハブ	件 千円	件 千円	件 千円
備品	件 千円	件 千円	件 千円
調査機材	件 千円	件 千円	件 千円
小計	件 千円	件 千円	件 千円
その他 (上記以外のもの)	件 千円	件 千円	件 千円
合計	件 千円	件 千円	件 千円

※ 件数は契約数を記入してください。